

## 次期計画の体系

### 1 基本理念

#### “ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現 ”

自殺対策基本法の目的である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、本市においては、川越市自殺対策計画等検討会議及び川越市自殺対策計画等検討部会、川越市自殺対策連絡会議を開催し、庁内関係課及び関係機関・団体との連携を図り、川越市自殺対策計画を策定して総合的な自殺対策に取り組んできました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じていると言われていています。自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、国の公表する女性の自殺者数は 2 年連続の増加、小中高生の自殺者数は過去最多の水準となっており、自殺者数も依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しています。

そうした中、国は令和 4 年 10 月の閣議決定により自殺総合対策大綱の見直しを行いました。今回の大綱見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を図ることが求められています。

本計画の基本理念は、自殺対策基本法の目的であり、自殺総合対策大綱の基本理念でもある「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を掲げ、本市の実情に応じた支援や環境の充実が幅広くかつ適切に図られることを目指すものです。

## 2 基本方針

本市の自殺の現状や、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱、埼玉県自殺対策計画等を踏まえ、次の基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

### (1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、その多くが防ぐことができる社会問題であるとの共通の認識のもと、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していきます。

### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるように、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、保健医療、福祉、教育、雇用・労働問題等の様々な分野の人々や組織、施策と連携し総合的に取り組みます。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策を、自殺リスクを抱えた個人に対して行う相談支援等の「対人支援のレベル」、個々の支援を関係機関による連携により地域で支える「地域連携のレベル」、枠組みとなる自殺対策基本法や自殺総合対策大綱等の「社会制度のレベル」という3つのレベル（三階層自殺対策連動モデル）を、「事前対応」、「自殺発生の対応」、「事後対応」の段階ごとに効果的な施策を講じていきます。

### (4) 実践と啓発を両輪として推進

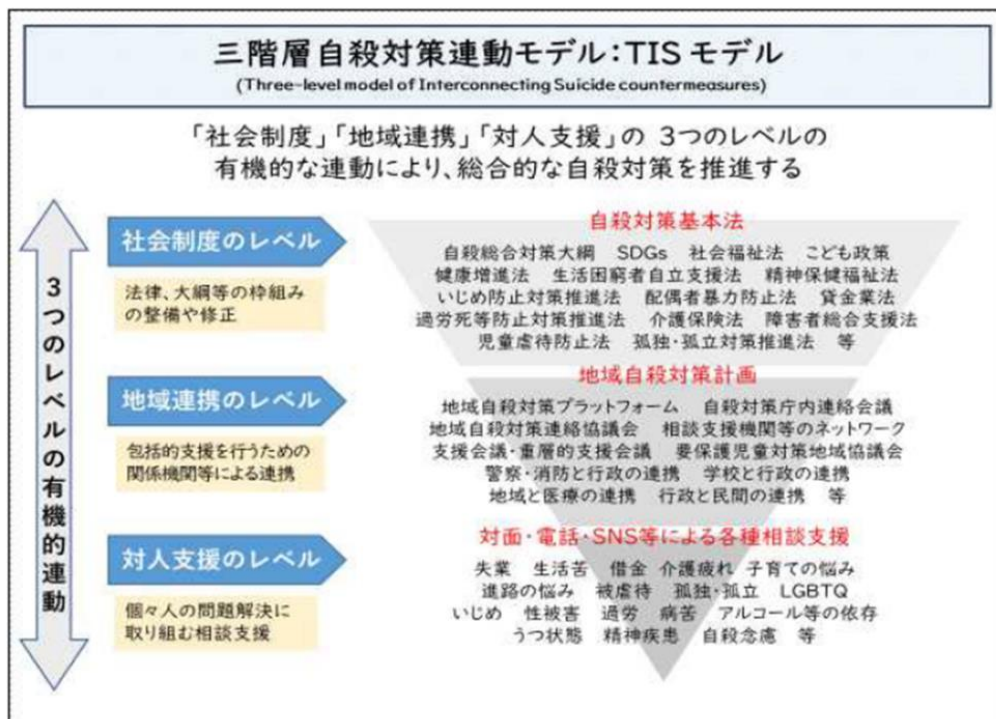
自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要であるということを、地域全体の共通認識となるよう積極的な普及啓発に取り組みます。また、市民の一人ひとりが自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるようにするとともに、メンタルヘルスへの理解促進や精神疾患や精神科医療に対する偏見をなくす取組も含め、広報活動、教育活動等を推進していきます。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。また、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働に取り組みます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう自殺対策を推進していきます。



三階層自殺対策連動モデル（出典：いのち支える自殺対策推進センター）

### 3 基本施策

本計画の基本方針、とりわけ基本方針3「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」を踏まえ、新たに「未然防止」、「危機介入」といった対応の段階と「ネットワーク強化」の3つのカテゴリーに整理した上で、7つの基本施策を推進していきます。

#### <未然防止>

##### ■ 基本施策1：実態の把握

全国的には自殺対策基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、3万人台から2万人台に減少しています。しかし、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る問題が増え、特に女性や小中高生の自殺者数が増えるなど新たな状況が生じています。効果的な自殺対策を展開するため、より一層の地域の自殺の実態把握に取り組んでいきます。

##### ■ 基本施策2：住民への啓発と周知の充実【重点施策】

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こりうることです。危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることが社会の共通認識となるよう、自殺や精神科医療・保健・福祉に対する偏見を是正し、正しい知識の普及を図ります。

##### ■ 基本施策3：自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険のある人に気付き、適切な対応ができるようゲートキーパーの養成や精神保健に関する研修等を実施し、地域の精神科医療・保健・福祉関係者の資質の向上を図ります。

#### <危機介入>

##### ■ 基本施策4：心の健康づくりと適切な医療受診への支援【重点施策】

心や身体の問題における「生きることの阻害要因」を減らす取組を行うとともに、心の健康づくり、適切な医療、信頼できる人間関係等につなげるなど「生きることの促進要因」を増やす取組を図っていきます。

##### ■ 基本施策5：経済・生活問題等への支援

失業や多重債務、生活苦といった経済・生活問題等における「生きることの阻害要因」を減らす取組を行うとともに、経済的自立につなげるなど「生きること

の促進要因」を増やす取組を図っていきます。

#### ■ 基本施策6：社会全体の自殺リスクの低下【重点施策】

教育や育児問題、労働問題、介護問題などに含まれる様々な「生きることの阻害要因」の減少に努めるとともに、地域や家庭、職場での心の健康づくり、社会参加、危機回避能力など「生きることの促進要因」を増やす取組を促すことで、社会全体の自殺リスクを低下させ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

#### <ネットワーク強化>

#### ■ 基本施策7：地域におけるネットワークの強化

自殺対策を総合的に推進するため、地域における様々な分野の関係機関・団体がそれぞれの果たす役割についての理解を深めるとともに、具体的な施策や自殺対策に関する情報を共有し相互の連携の推進を図ります。